ぎふとつながるＤＸプロジェクト推進事業委託業務仕様書

１　委託業務名

ぎふとつながるＤＸプロジェクト推進事業委託業務

２　委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、場所に捉われない働き方や暮らしが実践されたことで、地方回帰志向が高まっている。人口減少や高齢化が進む地域では、地域の関わりを求める声が増えている一方で、実際には都市部在住者と地域との関係性を構築する手立ては困難であり、地域の活力維持が課題となっている現状がある。

本業務では、地域外人材と地域住民とが地域の課題解決のために、リアルやオンラインのプログラムを通してつながる取組みを実施することで関係人口を獲得し、地域外人材と地域住民との交流による地域活性化を目指すモデル事業を実施する。

３　委託業務期間

契約締結日から令和５年３月１７日（金）までとする。

ただし、納品物のうち、事業実施報告書以外については令和５年２月２８日（火）までに提出を完了すること。

４　委託業務の内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、以下の業務を実施すること。また、事業の企画及び実施にあたっては、ウィズコロナ時代における新しい生活を踏まえ、当該業務の遂行上必要となる一切の調整、手続き、経費負担等については、受託者が行うこと。

なお、本モデル事業によって県内市町村に円滑に横展開できるように、地域の課題に対し、関係人口との関わりにより課題を解決するための有効な手法として実施すること。

（１）地域の課題解決・受入プログラム（以下「プログラム」という。）の企画・実施

①　プログラムの設計及びコーディネート

・地域外人材と地域住民をつなぐマッチング手法を用いて、地域の課題を切り口としたプログラムを市町村と連携し、企画・実施すること。

・地域外人材と地域住民とのつながり拡大を図るため、マッチングサイトを用いること。

・プログラムの企画にあたっては、プログラム実施市町村等からヒアリングを行い、市町村が関与する事業と連携したプログラムや、地域の課題や魅力への気づきを促すプログラムなど、地域との関わりのある企画とすること。

・プログラム内容は、一過性のイベントではなく、地域外人材と地域住民との交流の機会があり、事業終了後も地域に関わりを持つ仕組みのある内容とすること。

・プログラムの実施方法は、リアル、オンラインを問わず、地域外人材と地域住民とのつながりのあるプログラムに合った方法、開催回数とすること。
・プログラムへの参加費は無料とすること。
・新型コロナウイルス感染症防止策を講じるとともに、感染拡大状況によっては代替プログラムで対応すること。

② 実施地域の選定

・対象とする県内市町村と提案内容を協議のうえ、実施地域を選定すること。

③ プログラム実施における関係者との連絡調整等

・プログラムの実施にあたっては、市町村、地域住民、団体等との調整を図り、地域外人材と地域住民とが交流できるための助言や連絡調整等を行うこと。また、必要に応じて専門家や関係人口創出に取り組む人材の参加協力を得ること。
・受託者は、運営に支障のないよう、運営スタッフを必要人数参加させること。

④ 参加者募集

・参加対象となる者は、地域外人材を基本とし、地域と関わりたいという想いを持ち、本事業に取り組みながら積極的に地域住民と交流したり、地域の魅力等を情報発信したりする意志のある者とすること。
・参加人数は、プログラムの実施に支障のない人数を確保すること。
・参加者募集にあたり、ＷＥＢサイト、ＳＮＳ広告、県移住定住ポータルサイト「ふふふぎふ」やチラシ等により広く周知すること。
・プログラムの内容に応じ、参加中の怪我等に備え、参加者を傷害保険等に加入させること。

⑤ プログラム実施後

・プログラム実施後は、参加者にアンケートを実施し、集計結果を県及び実施市町村へ提供すること。
・ＷＥＢサイトやＳＮＳを活用し、事業に関する情報発信を行うこと。
・受託者は、県の情報発信に協力すること。

（２）事業の分析

・参加者へのアンケート結果、地域への聞き取り、ＷＥＢサイトやＳＮＳへのアクセス、コメントの分析等を行い、課題や提言としてとりまとめ、その内容を本事業の成果報告書に含めること。

（３）事業成果報告会（以下、「報告会」という。）への参加

・県が開催する報告会（令和５年３月開催予定）へ参加し、県内市町村等を対象に本事業の成果やノウハウ等を共有すること。
・報告会参加にあたり、本事業の成果やノウハウ等を県内市町村等へ共有するための報

告会用報告書を作成し、県へ提出すること。

・報告書に加え、映像等を用いて報告を行う場合は、あらかじめ県と調整を行うこと。

５　業務実施体制

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

①　事業実施責任者と県との各種調整窓口となる業務担当者を配置すること。

②　事業の実施にあたり、会計、人事管理等の庶務に関する担当者を明確にすること。

③　本業務の実施にあたり、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にした実施体制表及び事故、自然災害など緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等について、書面を県に提出すること。

④　本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

⑤　事業実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

６　業務実施計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、業務実施計画書（実施内容、スケジュール等）を作成し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県及び対象とする市町村と十分協議したうえで行うこと。

７　納品物及び検査完了条件

（１）納品物

・報告会用報告書（電子データ一式）

・事業実施報告書（紙媒体２部、電子データ一式）

（２）検査

①令和５年２月２８日（火）までにプログラムの実施を完了し、報告会用報告書を提出する。

②令和５年３月１７日（金）までにすべての業務を完了したうえで、業務完了届及び事業実施報告書を県へ提出し、県が実施する検査に合格したことをもって業務完了とする。

８　支払条件等

全ての業務が完了し、県の実施する全ての検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。ただし、受託者からの申し出により、本業務の遂行上必要があると認められるときは、概算払をすることができる。

９　業務の適正な実施に関する事項

（１）関係法令の遵守
　受託者は、事業の実施に際して関係する法令を遵守すること。
（２）業務の一括再委託の禁止
　受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。なお、その場合において、受託者は、再委託した業務に関する進捗管理を責任もって行うものとする。
（３）セキュリティ対策
　受託者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記１「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
（４）個人情報保護
　受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成１０年岐阜県条例第２１号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成１１年岐阜県規則第８号）及び別記２「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
（５）守秘義務
　受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
（６）暴力団の不当介入における通報等
①　妨害又は不当要求に対する通報義務
　受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
②　受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

１０　著作権等に関すること

別記３「著作権等取扱特記事項」によること。

１１　業務の継続が困難となった場合の措置について

　受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

（１）受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

（２）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

１２　その他

①　本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

②　県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告を求め、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査もしくは関係者に質問を行う場合がある。